

○特定調達契約に係る一般競争入札の実施（税務課）

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

令和6年4月30日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 入札に付する事項

(1) 契約の名称及び数量

秋田県税務システムサービス用機器賃貸借及び保守 一式

(2) 契約内容等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 賃貸借期間

令和6年10月1日から令和11年9月30日まで。

賃貸借料及び保守料は、四半期ごとに支払うものとする。

なお、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除できるものとする。この場合、解除により生じた損害の賠償を請求することはできないものとする。

(4) 調達物品の設置場所

別途、仕様書で指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 秋田県の指名停止措置を入札参加資格確認申請期限の日から当該委託の入札の日までの間受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）をされた者にあつては、同法第199条第1項若しくは第2項又は第200条第1項の規定による更生計画認可の決定（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）を受けていること。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをされた者にあつては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。

(5) 当該契約に係る入札説明書及び仕様書の交付を受けていること。

(6) 納品しようとする機器の一覧及び性能に係る書類を令和6年5月29日（水）までに提出していること。

(7) 共同企業体で参加しようとする場合、次の要件を満たしていること。

ア 共同企業体の結成は自主結成とし、別途定める協定書を締結していること。

イ 構成員の全てが(1)の要件を満たすこと。

ウ 共同企業体を構成するいずれの者も、本入札に単独又は他の共同企業体の構成員として参加していないこと。

(8) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

秋田県総務部税務課 調整・企画チーム（電話番号018-860-1123）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を守る条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、令和6年4月30日（火）から同年5月29日（水）までの期間、上記の場所において午前9時から午後5時までの間に随時交付する。

4 入札執行の日時及び場所

令和6年6月10日（月）午前10時

秋田市山王四丁目1番2号 秋田地方総合庁舎4階 401会議室

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

月額単価を入札書に記載すること。

なお、月額単価は、賃貸借期間に係る総額を60で除した額とする。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

入札は3回までとし、落札者がいない場合は最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格が最も低い者を対象として随意契約の交渉を行うことがある。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 概要

Summary

(1) Subject matter of Contract : Akita Prefectural General Taxation System Equipment Lease and Management Project

(2) Time-limit for tender : 10:00 a.m. 10 June, 2024

(3) Contact information

Tax Division, Akita Prefecture Department of General Affairs
4-1-1 sanno, Akita City, Akita Prefecture, 010-8570, Japan
Telephone:018-860-1130 (Japanese only)
mail:zeimuka@pref.akita.lg.jp (Japanese only)